

令和4年度屋久島空港における検温等業務の受託者調査要綱

1 趣旨

この要項は、屋久島町が発注する令和4年度屋久島空港における検温等業務の受託者調査に必要な事項を定めるものとする。

2 受託者選定等

本業務の受託者選定は、業務に必要な人員体制等の能力と価格を総合的に勘案し、予定価格の範囲内で最も適正かつ有利に業務を行なえる者を地方自治法施行令第167条の2第6号により決定する。なお、令和4年4月1日から円滑な業務が行えるよう受託者の事前調査を行う。

3 申込資格

(1) 申込資格は次の要件を満たす企業とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 役員に次のいずれかに該当する者が含まれないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける事が無くなるまでの者。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- ③ 本業務を運営するにあたり、必要な人員と能力を備え円滑に履行できる体制が整備されていること。
- ④ 屋久島町より指名停止措置を受けていないこと。

(2) 申込にあたっては、以下に留意すること。

- ① 1社1申込とし、差替えは認めない。
- ② 提出書類が不足する場合（一式がそろっておらず追加提出も含め）は、申込として認めない。

4 手続き及びスケジュール

(1) 申込方法は、次の書類を下記に示す担当者宛てに郵送又は持参する。

- ① 見積書：所定様式1部

(注)・検温管理等業務（9:00～17時、2名体制）1日当たりの単価を消費税抜きで記載すること。業務の詳細は、仕様書による。

- ・見積書は、所定の様式に記入し、封入のうえ、「令和4年度屋久島空港における検温等業務見積書」と表書きすること。
- ・誰が見積もったか不明な見積りは無効とします。
- ・2以上の見積書による見積りは無効とします。
- ・金額が加除訂正されている見積りは無効とします。
- ・金額を除く記載事項が訂正印を押印せず加除訂正されている見積りは無効とします。
- ・容易に消字できる筆記用具を用いて記載された見積りは無効とします。
- ・申込資格に反したと認められる見積りは無効とします。

② 見積特記事項書：所定様式 1 部

(注)・増便により①の勤務時間に変更があった場合、1 時間毎に追加する金額を(ア)に記載してください。また、前日に天候不良等により業務の必要がなくなった場合の金額を(イ)に記載してください。

・見積特記事項書は、見積書を入れた封筒に同封すること。

③ 会社概要(会社名、住所、連絡先、資本金、従業員数などが分かる書類。パンフレットでも可)：1 部

④ 町税、法人税、消費税を滞納していないことの証明書：1 部

⑤ 法人登記簿：1 部

⑥ 類似業務受託実績書(任意様式、実績が無い場合は不要)：1 部

(注) ③～⑥の書類は一つの封筒に封入すること。

(2) 申込期間は、令和 4 年 2 月 10 日(木)～令和 4 年 2 月 25 日(金) 17:00 まで

(3) 契約相手方候補者の結果は、当該候補者のみ令和 4 年 3 月 11 日(金)までに通知します。

5 申込書類の備付、提出先、問い合わせ先

屋久島空港管理事務所 古市 TEL：0997-43-5031

6 その他留意事項

(1) 申込に係る費用は申請者の負担とする。

(2) 申込の書類に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

(3) 申込書類は返却しない。

(4) 契約手続きは、令和 4 年度屋久島町一般会計予算が決定された後に行い、契約締結日は令和 4 年 4 月 1 日とする。